

福岡県公報

平成17年11月25日
第2465号

目次

告示(第2237号-第2265号)

○国土調査の成果の認証	(農地計画課)	1
○土地改良事業計画の変更の認可	(農地計画課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(監査保護課)	4
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	5
○地域森林計画の案の縦覧	(治山課)	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10

○町の字の区域の変更	(地方課)	10
○公共測量の実施	(土木管理課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	11
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	12
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	13
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	14
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	14
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課)	15

公 告

○一般競争入札の実施	(高度情報政策課)	15
○落札者等の公示	(税務課)	17

正 誤

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年8月福岡県告示第1573号)中正誤	18
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年8月福岡県告示第1580号)中正誤	18

告 示

福岡県告示第2237号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
春日市	平成15年度から平成16年度まで	地籍図及び地籍簿	大字上白水の一部	平成17年11月7日

福岡県告示第2238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
宮田町鶴田土地改良区	平成17年11月10日

福岡県告示第2239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑紫生129	ひろたこどもクリニック	筑紫野市大字針摺30-10	17・11・1
前生52	医療法人才会伊都クリニック	前原市大字波多江265-1	17・11・1
久生638	小川眼科医院	久留米市北野町今山639-6	17・11・1
京生117	上毛町国民健康保険直営診療所	築上郡上毛町大字東下1584	17・10・11
豊生78	前田小児科医院	豊前市大字八屋2284	17・11・1
行生124	宮城整形外科医院	行橋市大橋1丁目10-17	17・11・1
久生歯287	医療法人辻歯科医院	久留米市御井町1647-6	17・9・1

久生歯286	古賀歯科医院	久留米市田主丸町以真恵983-1	17・10・10
直生歯64	たかはし歯科クリニック	直方市大字上新入2035-2	17・11・1
行生歯71	森崎歯科医院	行橋市西宮市1丁目6-15 サンライズレーンB1F	17・11・1
福津生薬17	石津中央薬局	福津市中央3丁目9-1	17・10・1
筑紫生薬59	のぞみ薬局	筑紫野市石崎1丁目3-1	17・9・1
久生薬198	くろいわ薬局	久留米市北野町今山639-6	17・11・1
久地生薬8	ラメック調剤薬局大刀洗店	三井郡大刀洗町大字下高橋3957-1	17・10・1
行生薬53	ミドリ薬局行橋店	行橋市西宮市2丁目1-21	17・9・1
嘉生訪6	千尋訪問看護ステーション	嘉穂郡桂川町大字土師28-481	17・9・1

福岡県告示第2240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
遠生127	医療法人瑞穂会田中整形外科病院	遠賀郡岡垣町野間2丁目15-8	17・11・1
直生歯28	高橋歯科医院	直方市大字上新入1980	17・11・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
久生144	小野外科診療所	久留米市東町27-8	17・9・15
築生47	大平村国民健康保険直営診療所	築上郡上毛町大字東下1577	17・10・10

豊生19	前田医院	豊前市大字八屋2284	17・10・11
福岡生歯76	二木歯科医院	筑紫郡那珂川町王塚台1丁目21-2	17・10・15
大川生歯23	医療法人優歯会郷原歯科医院	大川市大字郷原283-1	17・6・30
久生歯257	古賀歯科医院	久留米市田主丸町以真恵983-1	17・10・9
両生歯76	熊谷歯科医院	朝倉郡杷木町大字池田746-4	17・10・1
福津生薬14	石津薬局	福津市中央3丁目8-7	17・9・30
前生薬22	アイ調剤薬局	前原市前原中央3丁目17-22	16・8・31
三井生薬3	ラメック調剤薬局大刀洗店	三井郡大刀洗町大字下高橋3957-1	17・9・30
飯生薬3	第一調剤薬局	飯塚市新飯塚14-1	17・11・9

福岡県告示第2241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
甘生薬29	病院前薬局	あさくら調剤薬局	甘木市大字来春493-1	17・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生304	岩本クリニック	糟屋郡志免町大字南里370-9	糟屋郡志免町南里2丁目28-25	17・10・8

前生22	田中耳鼻咽喉科クリニック	前原市大字池田780-4	前原市波多江駅南2丁目1-20	17・10・11
前生35	医療法人おおくぼ皮ふ科クリニック	前原市大字池田725-1	前原市波多江駅南1丁目8-16	17・10・11
前生38	医療法人みぞべ内科循環器医院	前原市大字池田634-3	前原市波多江駅北3丁目18-18	17・10・11
前生40	医療法人はまだ内科クリニック	前原市大字池田780-1	前原市波多江駅南2丁目1-18	17・10・11
前生43	医療法人合屋産婦人科	前原市大字池田804-1	前原市波多江駅南2丁目20-1	17・10・11
久生565	医療法人武藤クリニック	久留米市天神町5丁目142-6	久留米市東町字柳田377-8	17・10・1
糸生106	筒井内科医院	前原市波多江717-5	前原市波多江駅北1丁目8-16	17・10・11
糸生114	産乃宮内科胃腸科医院	前原市大字志登360-31	前原市波多江駅北2丁目15-17	17・10・11
北生歯125	住吉歯科医院	糟屋郡志免町大字南里305-1	糟屋郡志免町南里2丁目15-11	17・10・8
福岡生歯52	石井歯科医院	前原市大字池田671-6	前原市波多江駅北4丁目6-7	17・10・11
前生歯5	宮本歯科	前原市大字池田652-8	前原市波多江駅北4丁目1-14	17・10・11
小生歯24	今村歯科医院	小郡市祇園1丁目15-13 NTビル2F	小郡市大保70	17・8・19
糸生薬31	有限会社池田川薬局	前原市大字池田618	前原市波多江駅北3丁目19-20	17・10・11
前生薬10	さくら薬局前原店	前原市大字池田字井田725-2	前原市波多江駅南1丁目8-6	17・10・11
前生薬13	はたえ調剤薬局	前原市大字池田780-5	前原市波多江駅南2丁目1-22	17・10・11

福岡県告示第2242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
飯生マ9	白川義昭（飯塚マッサージ院）	飯塚市新飯塚13-2	17・10・1
飯生マ10	菅原睦（飯塚マッサージ院）	飯塚市新飯塚13-2	17・10・1
粕生マ12	井手秀美（ひえだマッサージ）	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	17・11・1
粕生マ13	大久保マサノ（ひえだマッサージ）	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	17・11・1

福岡県告示第2243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生マ6	菅原睦（飯塚マッサージ院）	飯塚市新飯塚13-2	17・9・30
飯生マ7	小林明子（飯塚マッサージ院）	飯塚市新飯塚13-2	17・9・30

福岡県告示第2244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福生柔8	松隈整骨院	前原市大字潤5-4	前原市波多江駅北2丁目10-31	17・10・11

福岡県告示第2245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・2・208号 アイランド西3号線
- 3 事業施行期間
平成17年11月25日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡市東区香椎浜三丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第2246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成13年6月1日福岡県告示第967号行橋都市計画道路事業3・3・5号東大橋西宮市線及び3・3・

2号行橋停車場線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成13年6月1日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成13年6月1日福岡県告示第967号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第2247号

久保白ダム土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任監事

氏名	住所
工藤 順一	飯塚市大字伊岐須514番地の4
野村 邦博	嘉穂郡桂川町大字土居728番地

2 就任監事

氏名	住所
浅原 隆志	飯塚市大字下三緒35番地の718
原中 政道	嘉穂郡桂川町大字吉隈234番地1

福岡県告示第2248号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更した

いので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 森林計画区の名称

(1) 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、山田市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

(2) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡及び糸島郡の各一円）

(3) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、甘木市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡及び三池郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 遠賀川地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所

(2) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課及び福岡県福岡農林事務所

(3) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県甘木農林事務所及び福岡県筑後農林事務所

3 縦覧期間

平成17年11月25日から同年12月26日まで

福岡県告示第2249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
京介療10	上毛町国民健康保険直営診療所	築上郡上毛町大字東下1584	17・10・11
京居71	ホステル京都	京都郡豊津町大字豊津字台ヶ原2121-4	17・11・1
京居67	認知症高齢者グループホーム「みやこの愛」	京都郡豊津町大字豊津字上荒谷1205-1	17・11・1
大居112	ケアハウスま・めぞん	大牟田市中町1丁目5-1	17・11・1
久居177	ケアサポートそうだ	久留米市合川町60-6 マルヨシコーポ	17・7・1
久介福4	特別養護老人ホーム紅葉樹	久留米市山本町豊田1567-1	17・8・1
久居176	デイサービスシルバーステージ	久留米市上津1丁目10-31	17・10・1
久居180	介護付有料老人ホームデュオ久留米	久留米市諏訪野町2723-7	17・10・1
久支58	みづま敬和苑ケアプランサービス	久留米市三潯町西牟田平野6128-1	17・9・1
久支57	ハートケアプラン	久留米市大善寺南2丁目18-22 ワイエスコープ103号	17・11・1
久支56	株式会社コムスン久留米ケアプランセンター	久留米市小頭町10-1 佐野ビル1F	17・10・1
久居181	介護付有料老人ホームさわやかこすもす館	久留米市北野町今山2	17・10・1
久居179	ハートケアサービス	久留米市大善寺南2丁目18-22 ワイエスコープ103号	17・11・1
久居178	株式会社コムスン大善寺ケアセンター	久留米市大善寺町宮本1468-2 リバーサイドハイツ1F	17・10・1
飯支43	ケアプランサービスくぬぎ苑	飯塚市大字相田114-1	17・9・12
飯居94	デイサービスくぬぎ苑	飯塚市大字相田114-1	17・10・1

飯介福4	特別養護老人ホームくぬぎ苑	飯塚市大字相田114-1	17・10・1
飯居95	ショートステイクぬぎ苑	飯塚市大字相田114-1	17・10・1
田居107	ヘルパーステーションさくらの家	田川市大字弓削田3816-1	17・11・1
田居108	介護ステーションかがやき	田川市魚町8-10	17・11・1
山居23	デイサービスやまだ松の郷	山田市大字下山田715-1	17・11・1
山居22	グループホームやまだ松の郷	山田市大字下山田715-1	17・11・1
女居37	デイサービスセンターゆらり館	八女市大字納楚446-1	17・10・1
女支13	草場内科循環器科医院ケアプランサービス	八女市大字納楚446-1	17・10・1
行居50	ほのかケアサービスセンター	行橋市大橋2丁目4-27	17・10・1
行居51	グループホームコスモス今川	行橋市大字大野井477-1	17・11・1
小居21	J A みい いきいきデイサービス	小郡市八坂553-1	17・8・1
春居34	さわやか春日館	春日市大字上白水422-1	17・10・1
大野支12	居宅介護支援事業所カトレア	大野城市大字上大利724-6	17・10・1
像支24	東郷外科ケアプランサービス	宗像市田熊4丁目2-6	17・11・1
粕居35	ヘルスレント博多東ステーション	糟屋郡新宮町大字湊251	17・10・1
遠居80	デイサービス赤とんぼ	遠賀郡水巻町頃末南1丁目12-2	17・10・1
遠支31	ケアプランセンター水巻	遠賀郡水巻町頃末南1丁目12-2	17・10・1

鞍支31	和ケアプランサービス	鞍手郡宮田町大字鶴田1811-3	17・10・1
嘉居148	はるの里訪問介護事業所	嘉穂郡庄内町大字綱分1557	17・11・1
う居20	ヘルパーステーションいなほ	うきは市吉井町鷹取1243	17・6・1
久地支3	みずま総合ケアセンター	三潞郡大木町大字八町牟田1621-1	17・11・1
田川居176	介護付有料老人ホームゆたか	田川郡香春町大字採銅所5384-1	17・10・1
京居68	上毛町社会福祉協議会訪問介護事業所	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京居69	上毛町立デイサービスセンター「さざんか荘」	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京居70	「たいへい苑」短期入所生活介護	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京支36	上毛町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京介福10	上毛町立特別養護老人ホーム「たいへい苑」	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
田川居177	有限会社英彦介護センター	田川郡大任町大字大行事1671-1	17・9・1

福岡県告示第2250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

大野介療4	医療法人喜多村外科医院	医療法人喜和会喜多村クリニック	大野城市錦町4丁目3番8号	17・10・1
甘生介老3	甘木朝倉医師会老人保健施設アスピア	甘木朝倉医師会介護老人保健施設アスピア	甘木市大字三奈木2420-15	17・10・1
柳生介老1	老人保健施設 水郷苑	介護老人保健施設 水郷苑	柳川市上宮永町柴原269	17・10・1
飯居35	有限会社福田電気商会	株式会社福田電気商会	飯塚市大字上三緒1-23	17・8・27
久支44	田主丸町社会福祉協議会 ケアプランセンター	久留米市社会福祉協議会ケアプランセンター田主丸支所	久留米市田主丸町田主丸750-3	17・2・7
久居126	田主丸町社会福祉協議会訪問介護センター	久留米市社会福祉協議会訪問介護センター田主丸支所	久留米市田主丸町田主丸750-3	17・2・7
久居149	田主丸町社会福祉協議会訪問入浴介護センター	久留米市社会福祉協議会訪問入浴介護センター	久留米市田主丸町田主丸750-3	17・2・7
久居136	安本病院通所介護センター	安本病院デイセンター「さくら」	久留米市三潞町玉満2371	17・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北介療16	特別医療法人栄光会栄光病院	糟屋郡志免町大字別府58番地	糟屋郡志免町大字別府723	17・11・13
筑紫介療1	二日市共立病院	筑紫野市大字二日市1023番地	筑紫野市二日市中央2丁目10-1	17・10・1
筑紫介療4	医療法人文杏堂杉病院	筑紫野市大字二日市1036番地	筑紫野市二日市中央1丁目3-2	17・10・1
前介28	はまだ内科クリニック	前原市大字池田780-1	前原市波多江駅南2丁目1-18	17・10・11

北介歯 125	住吉歯科医院	糟屋郡志免町大字南里 305-1	糟屋郡志免町南里2丁 目15-11	17・10・8
像生介老 1	宗像医師会介 護老人保健施 設よしづか	宗像市田熊1218-1	宗像市田熊5丁目5- 6	17・10・1
田居73	さん訪問介護 サービス	田川市宮尾町9-33	田川市大字川宮336- 2	17・10・1
筑紫介福 2	社会福祉法人 恩賜財団済生 会特別養護老 人ホームむさ し苑	筑紫野市大字武蔵444 番地の1	筑紫野市湯町2丁目9 -2	17・10・1
北介福1	特別養護老人 ホーム 同行 園	糟屋郡宇美町大字宇美 1946	糟屋郡宇美町障子岳南 2丁目14-25	17・8・27
粕支1	ケアプランセ ンター同行園	糟屋郡宇美町大字宇美 1946	糟屋郡宇美町障子岳南 2丁目14-25	17・8・27
粕居10	デイサービス センター同行 園	糟屋郡宇美町大字宇美 1946	糟屋郡宇美町障子岳南 2丁目14-25	17・8・27
遠居56	ヘルパーステ ーションつば さ	遠賀郡岡垣町大字吉木 500-64	遠賀郡岡垣町吉木東1 丁目14-6	17・10・5

福岡県告示第2251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
北介療5	医療法人三田医院	糟屋郡篠栗町大字篠栗4771	17・10・1

筑紫介療3	医療法人小西第一病院	筑紫野市石崎1丁目3-1	17・9・30
大介療11	有明病院	大牟田市船津町440-3	13・12・31
田介54	大谷医院	田川市大字夏吉263	17・10・29
京介療9	大平村国民健康保険直営 診療所	築上郡大平村大字東下1584	17・10・10
京支18	大平村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	築上郡大平村大字東下1512	17・10・10
京介福9	大平村立特別養護老人ホ ーム「たいへい苑」	築上郡大平村大字西友枝1938	17・10・10
京居35	大平村デイサービスセン ター「さざんか苑」	築上郡大平村大字西友枝1938	17・10・10
京居34	大平村社会福祉協議会 訪問介護事業所	築上郡大平村大字西友枝1938	17・10・10
京居37	「たいへい苑」短期入所 生活介護	築上郡大平村大字西友枝1938	17・10・10
大支9	共立居宅介護支援センタ ー	大牟田市明治町2丁目16-4	17・11・1
大居88	ヘルパーステーション虹	大牟田市高砂町16	17・8・1
行居26	デイケアセンター森本	行橋市中央2丁目7-8	17・10・1
行居35	グループホームコスモス 今川	行橋市大字大野井477-1	17・10・31
大野居6	指定通所リハビリテーシ ョン事業所 はなみずき	大野城市錦町4丁目3番8号	17・10・1
北居8	特別医療法人 栄光会 栄光病院	糟屋郡志免町大字別府58番地	17・11・13
嘉居43	社会保険稲築病院 いな つきデイケアセンター	嘉穂郡稲築町大字口春744-1	16・4・1
南支13	三潴ケアセンター	三潴郡大木町大字八町牟田208 番地 セントラル大木ハイツ302 号	15・6・30

福岡県告示第2252号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町大字井野字身心299番1及び299番5、字梅木原304番7、304番8及び304番9、字稲木369番1、字野口384番11から384番17まで及び384番18並びに字ウソフキ431番、432番33及び432番82から432番84まで（第1工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区上牟田2丁目11番24号

大和ハウス工業株式会社福岡支店 支店長 沼田 茂

福岡県告示第2253号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 商号

有限会社プラス

2 代表者の氏名

島野 純生

3 主たる営業所の所在地

福岡市城南区別府5丁目25-18-503号

4 登録番号

福岡県知事(2)第07641号

5 登録年月日

平成16年12月17日

6 行政処分の日

平成17年11月1日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止60日間（平成17年11月2日から平成17年12月31日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第2254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	赤 池 線 糸 田	前	田川郡糸田町3020番1先から 同郡同町2568番4先まで	3.8 ～ 9.4	18.0
			後	同上	3.8 ～ 9.4	18.0
田 川	県 道	今 任 原 線 伊 田	前	田川市大字伊田1788番1先から 同市大字伊田3632番3先まで	7.0 ～ 8.8	211.0
			後	同上	7.0 ～ 28.6	211.0
田 川	県 道	田 川 線 犀 川	前	田川市大字伊田3632番3先から 同市大字伊田3684番2先まで	7.0 ～ 16.0	243.5

			後	同上	7.0 ～ 18.2	243.5
那珂	県道	平等寺 那珂川線	前	筑紫郡那珂川町大字下梶原 1番3先から 同郡同町大字下梶原2035番 先まで	9.4 ～ 20.4	189.0
			後	同上	9.4 ～ 20.4	189.0

福岡県告示第2255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年11月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	平等寺 那珂川線	筑紫郡那珂川町大字下梶原14番1先から 同郡同町大字下梶原2035番先まで

福岡県告示第2256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、嘉穂町長から嘉穂町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、貝ノ峯地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字才田字貝ノ峯に編入する。

大字	字	地番
才田	ウラダ	950の4、951の1、952の1、953の1、954の1
これらの区域に隣接する道路である町有地の全部		

福岡県告示第2257号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区藤原1丁目	平成17年11月17日から 平成18年1月10日まで

福岡県告示第2258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年11月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンキ中間店
 (2) 所在地 福岡県中間市中鶴四丁目1605番地27

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数	
	変 更 前	変 更 後
福岡県中間市中鶴四丁目1605番地27 外	276	118

福岡県告示第2259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年11月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 O-MUTA REX
 (2) 所在地 福岡県大牟田市大字唐船87-1 番 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
3,378㎡	4,337㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
大牟田市大字唐船87-1 番 外	92	大牟田市大字唐船87-1 番 外	125

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面積（㎡）	荷さばき施設の位置	面積（㎡）
大牟田市大字唐船87-1 番 外	182	大牟田市大字唐船87-1 番 外	222.5

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物保管施設の位置	面積（㎡）	廃棄物保管施設の位置	面積（㎡）
大牟田市大字唐船87-1 番 外	18.26	大牟田市大字唐船87-1 番 外	43.0

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前7時00分～午後6時00分	24時間

福岡県告示第2260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年11月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンキ中間店

(2) 所在地 福岡県中間市中鶴四丁目1605番地27

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後
(仮称) サンキ中間店 福岡県中間市中鶴四丁目1604番地1号 外	サンキ中間店 福岡県中間市中鶴四丁目1605番地27

福岡県告示第2261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年11月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 生鮮市場たんと中鶴店

(2) 所在地 福岡県中間市中鶴四丁目1604番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所

西原食品株式会社	福岡県福津市中央三丁目2番2号
----------	-----------------

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
西原食品株式会社	福岡県福津市中央三丁目2番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年7月2日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,733㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県中間市中鶴四丁目1604番1 外	90

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県中間市中鶴四丁目1604番1 外	58

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県中間市中鶴四丁目1604番1 外	132

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県中間市中鶴四丁目1604番1 外	34.8

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
西原食品株式会社	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県中間市中鶴四丁目1604番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

福岡県告示第2262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年11月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）マルショク不知火店

(2) 所在地 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社サンリブ	福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社サンリブ	福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号
その他未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年7月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,617㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外	70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外	63

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外	55

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外	21.4

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
西原食品株式会社	午前7時	午後0時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分～午後10時00分

福岡県告示第2263号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営立花地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成17年11月25日から 平成17年12月26日まで	立花町役場

福岡県告示第2264号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 起業者の名称
福岡市
- 2 事業の種類
福岡市城原複合施設建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県福岡市西区上山門地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は事業用地の先行取得を福岡市土地開発公社に依頼し、同公社は平成17年度の事業計画において本件事業用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、福岡市はこれに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が城原公民館及び城原校区老人いこいの家の複合施設の建設を行うものである。

城原公民館は昭和60年度に城原小学校の隣地に、城原校区老人いこいの家は昭和59年度に城の原団地内に建築されたが、両施設ともに狭隘であるうえ、築後20年以上経て老朽化しており、住民の利用に支障を来していることから、施設の改築等が必要となっている。

福岡市においては、改築等の時期が重なったこと、土地の有効利用が図られること、両施設の相互利用により世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できること等に鑑み、複合施設を建設することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを与え、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できるほか、城原地区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地区活性化の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、工事施工の難易度、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性が高く、環境が良好であり、工事の施工性に優れ、用地費等も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、城原複合施設の建設に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市城原複合施設建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市西区役所（総務課）

福岡県告示第2265号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
有限会社信和商事 姜 健一（近藤 健一）	福岡市中央区天神 4丁目9番10号 第2正友ビル2-A	福岡県知事 (2)第07181号 平成14年11月15日	平成17年11月5日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第37条第1項

公 告

公告

平成17年度情報化研修業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達役務の名称
情報化研修業務
- (2) 調達役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成18年3月31日まで
- (4) 履行場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県企画振興部高度情報政策課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成17年12月5日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年4月福岡県告示第719号)」に定める資格を得ている者

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの(事前に福岡県総務部総務事務センター調達班 ☎812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-651-1111 内線2523、2524で等級の格付けの確認を行うこと。)

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA又はA
05	02	電気通信機器	AA又はA
13	04	調査統計	AA又はA
13	07	その他	AA又はA

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課(ネットワーク管理班)

☎812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成17年12月5日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成17年12月5日(月)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局とする。

(2) 日時

平成17年12月6日(火)午後1時30分

9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

10 入札保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 入札保証金の提出場所及び受領期限

ア 提出場所

4の部局とする。

イ 受領期限

平成17年12月5日（月）午後5時00分（ただし、県の休日には受領しない。）

ウ 提出方法

直接提出に限る。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
法人事業税・県民税に係る電子申告対応プログラム開発委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成17年8月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
日本電気株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

32,224,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（d）に該当

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・8・19	2427	告 示	1573	7		○	6		その ^{〇〇〇} 図面及び関係書類を	その関係書類を
			1580	10	○		後ろか ら4		その ^{〇〇〇} 図面及び関係書類を	その関係書類を